

報 酬 規 程

向井・竹内法律事務所（2020.4～）

目次

第1章 総則（第1条～第7条）	- 3 -
第2章 法律相談料等（第8条、第9条）	- 4 -
第3章 着手金及び報酬金	- 4 -
第1節 民事事件（第10条～第27条）	- 4 -
第2節 刑事事件（第28条～第33条）	- 11 -
第3節 少年事件（第34条、第35条）	- 12 -
第4章 手数料（第36条）	- 13 -
第5章 タイムチャージ（第37条）	- 16 -
第6章 顧問料（第38条）	- 17 -
第7章 日当（第39条）	- 17 -
第8章 実費等（第40条）	- 17 -
第9章 委任契約の清算（第41条～第43条）	- 18 -
主な事件等についての弁護士報酬速算表	- 19 -
第14条による着手金・報酬金の早見表	- 21 -

第1章 総則（第1条～第7条）

（目的）

第1条 この規程は、弁護士が職務に関して受ける報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

（弁護士報酬の種類）

第2条 弁護士報酬は、法律相談料、意見書作成料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。
2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
意見書作成料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士の所属員が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

（弁護士報酬の支払時期）

第3条 着手金は事件等の依頼を受けたときに、報酬金は事件等の処理が終了したとき（訴訟、非訟、審判、仲裁、調停、示談交渉においては手続終了又は示談成立時）に、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのある場合は当該規定に従い、特に定めのない場合は依頼者との協議により定められたとき又は事件終了時に、それぞれ支払いを受ける。

（事件等の個数等）

第4条 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一の弁護士が引き続き上訴審を受任したときは、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

（弁護士報酬の減免等）

第5条 依頼者が経済的資力に乏しいとき、大阪弁護士会総合法律相談センター規程（会規第十三号）に定めがあるときその他特別の事情があるときは、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し、又はこれを減額することができる。
2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第14条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額の範囲内とする。

(弁護士報酬の特則による増額)

第6条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑である場合、受任後の審理若しくは処理が弁護士の責に帰さない事由によって著しく長期にわたった場合等において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定に基づく弁護士報酬の額が、事件処理に要する時間・労力等に比して適正妥当な額が算定できないときは、依頼者と協議のうえ適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第7条 この規程に定める額は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

第2章 法律相談料等（第8条、第9条）

(法律相談料)

第8条 法律相談料は、次表のとおりとする。

個人(非事業者)	30分 5千円～
個人(事業者)・法人・団体	1件あたり 1万円～

(意見書作成料)

第9条 意見書作成料は、次表のとおりとする。

意見書作成料	1通につき、10万円 ～ 30万円
--------	-------------------

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える意見書作成料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件（第10条～第27条）

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第10条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は対象事件の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益（特に定めのない限り金銭債権の回収を報酬金発生要件としない）の額を基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第11条 前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは3年ないし7年分の額
- 四 賃料増減請求事件は、増減額分の5年分（但し、定期賃貸借契約の場合は残期間分）の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1又は当該権利の時価のいずれか大きい方の額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価相当額。
- 十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。
- 十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- 十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

(経済的利益算定の特則)

第12条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態、事件処理に見込まれる労力に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額するものとする。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益の算定不能の場合)

第13条 第11条により経済的利益の額を算定することができないときは、経済的利益の額を800万円とみなす。但し、この場合であっても、依頼者と協議のうえ、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を勘案して適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第14条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。但し、民事事件の着手金は10万円を最低額とし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3千万円以下の部分	5%	10%
3千万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一の弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

- 第15条** 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項（又は第18条第1項及び第2項）の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。但し、調停事件及び示談交渉事件の着手金は10万円を最低額とする。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの追加着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項（又は第18条第1項及び第2項）の各規定により算定された額の2分の1とする。
 - 3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの追加着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項（又は第18条第1項及び第2項）の各規定により算定された額の2分の1とする。

(契約締結交渉)

- 第16条** 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、依頼者と協議のうえ、決定するものとする。この場合において、契約締結によって依頼者が得られる経済的利益を算定できるときは、当該経済的利益を基準として第14条1項に基づいて算定される金額の4分の1を目安とする。

(支払督促手続事件)

- 第17条** 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3千万円以下の部分	1%
3千万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 督促手続事件の着手金は5万円を最低額とする。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの追加着手金は、第14条（又は第18条）の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、回収額を基準に第14条（又は第18条）の規定により算定された額の2分の1とする。

(手形、小切手訴訟事件)

第18条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 手形、小切手訴訟の着手金は5万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は第14条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第14条の規定を準用する。

(離婚事件)

第19条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ20万円以上50万円以下
離婚訴訟事件	それぞれ30万円以上60万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第20条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下
----------	------------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第21条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5千万円以下の場合	30万円以上50万円以下
5千万円を超える場合	前段の額に5千万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - 一 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第14条の規定により算定された額
 - 二 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第14条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

第22条 仮差押及び仮処分の命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第14条の規定により算定された額の4分の1を限度に、依頼者と協議のうえで、報酬金を請求することができる。
- 3 相手方の審尋又は口頭弁論を経た事件で、かつ、依頼者の申し立てが認められたときは、第14条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を請求することができる。
- 4 第1項の手続によって本案の目的を達したときは、第14条の規定に準じて報酬金を請求することができる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 6 本条の着手金及び報酬金は、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 7 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第23条 民事執行事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第14条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第14条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第14条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けすることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第24条 破産、特別清算、会社更生の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人（従業員・債権者等）の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|---------|
| 一 法人の自己破産申立事件 | 100万円以上 |
| 二 個人の管財破産申立事件 | 30万円以上 |
| 三 個人の同廃破産申立事件 | 20万円以上 |
| 四 債権者申立の破産事件 | 100万円以上 |
| 五 特別清算事件 | 100万円以上 |
| 六 会社更生事件 | 200万円以上 |

- 2 前項第二号及び第三号の事件において、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けすることができる。
- 3 第1項第四号ないし第六号の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 4 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については前項の規定を準用する。

(民事再生事件)

第25条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人（従業員・債権者等）の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

- | | |
|-----------------------|---------|
| 一 法人の民事再生事件 | 200万円以上 |
| 二 事業者の民事再生事件 | 100万円以上 |
| 三 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 | 30万円以上 |

- 2 民事再生事件の報酬金は、民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。
- 3 第14条の規定は、前項の報酬金の決定について準用する。
- 4 第2項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。
- 5 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けすることができる。
- 6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。
- 7 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第1項第三号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、前項の規定を準用する。

(任意整理事件)

第26条 任意整理事件（第24条第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。但し、5万円を最低額とする。

- 一 事業者・法人の任意整理事件 50万円以上
- 二 個人非事業者の任意整理事件 2万円×債権者数以上

2 前項の事件の報酬金は、以下の合計額とする。

- 一 配当・弁済によらず債権者の請求額を減額させた場合 減額させた額の10%
- 二 金融業者から過払金が返還された場合 返還された額の20%
- 三 弁護士が債権取立、資産売却等により配当原資を換価、回収し、弁済した場合

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1千万円以下の部分	10%
1千万円を超え5千万円以下の部分	8%
5千万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

四 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額で、弁済した場合

5千万円以下の部分	3%
5千万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第24条第3項の規定を準用する。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

第27条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は10万円を最低額とする。

第2節 刑事事件（第28条～第33条）

（刑事事件の着手金）

第28条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	20万円以上
起訴前及び起訴後の前段以外の事件	30万円以上
再審請求事件	30万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

（刑事事件の報酬金）

第29条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	20万円以上50万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円以上50万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	30万円以上
		求略式命令	前段を超えない額
	起訴後	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	30万円以上
	(再審事件を含む)	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	30万円以上
再審請求事件			協議による

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

（刑事事件につき同一の弁護士が引き続き受任した場合等）

第30条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、第28条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

- 2 刑事事件につき同一の弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額する。

(検察官の上訴取下げ等)

第31条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第29条の規定を準用する。

(保釈等)

第32条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第33条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき、20万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第3節 少年事件（第34条、第35条）

(少年事件の着手金及び報酬金)

第34条 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている事件	30万円以上
身柄が拘束されていない事件	20万円以上
抗告、再抗告及び保護処分取消事件	20万円以上

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	40万円以上
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円以上
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円以上

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、非行事実には争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額する。

4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき同一の弁護士が引き続き受任した場合)

第35条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、同一の弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、1件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、同一の弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料 (第36条)

(手数料)

第36条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第11条ないし第13条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円に第14条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分	10万円
		300万円を超え3千万円以下の部分	1%
		3千万円を超え3億円以下の部分	0.5%
		3億円を超える部分	0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第15条又は第19条ないし第21条の各規定により算定された額	
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
簡易な家事審判(家事事件手続法別表第1に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		10万円以上20万円以下	

二 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本		5万円以上20万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1千万円未満のもの	5万円以上10万円以下	
		経済的利益の額が1千万円以上1億円未満のもの	10万円以上50万円以下	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	50万円以上	
	非定型	基本	300万円以下の部分 300万円を超え、3千万円以下の部分 3千万円を超え3億円以下の部分 3億円を超える部分	10万円 1% 0.3% 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
	弁護士名の表示あり	基本	5万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
成年後見・保佐・補助開始申立事件	基本	20万円		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額		
任意後見契約又は任意代理契約	任意後見契約又は任意代理契約締結に先立って行う依頼者の事理弁識能力の有無及び程度、財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護に当たって把握すべき事情等の調査	基本	5万円以上20万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	

	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生ずるまで、又は任意代理契約締結後から当該契約に基づく財産管理が開始されるまでの間になされる訪問による面談		1訪問につき5千円以上3万円以下	
	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務(依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ。)の処理	月額5千円以上5万円以下	
		基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額3万円以上10万円以下	
			裁判手続等を要する場合 本規程の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額	
相続関係調査		基本	5万円以上10万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下	
	非定型	基本	300万円以下の部分 300万円を超え3千万円以下の部分 3千万円を超え3億円以下の部分 3億円を超える部分	20万円 1.0% 0.3% 0.1%
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に3万円を加算する。	
遺言執行	基本		300万円以下の部分 300万円を超え3千万円以下の部分 3千万円を超え3億円以下の部分 3億円を超える部分	30万円 2.0% 1.0% 0.5%
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。	

会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額 1千万円以下の部分 4% 1千万円を超え2千万円以下の部分 3% 2千万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超え2億円以下の部分 1% 2億円を超え20億円以下の部分 0.5% 20億円を超える部分 0.3%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1千円とする。
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万円以上
現物出資等証明(会社法第33条第10項3号等に基づく証明)		1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮し、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

第5章 タイムチャージ (第37条)

(時間制)

第37条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定にかかわらず、1時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を弁護士報酬として受けることができる。

2 前項の単価は、次のとおりとする。

弁護士1名 1時間当たり 3万円以上

3 具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び担当弁護士の熟練度等を考慮する。

4 時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料（第38条）

（顧問料）

第38条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業又は資産の規模及び内容等を考慮して、その額を決定する。

法人、団体	月額5万円以上
個人事業者	月額3万円以上
個人非事業者	月額1万円以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。顧問契約に基づく業務の遂行のために交通費等の実費を要する場合は、顧問料とは別に依頼者に請求することができる。

第7章 日当（第39条）

（日当）

第39条 日当は、次表のとおりとする。

半日（移動時間が往復2時間を超え4時間まで）	3万円
1日（移動時間が往復4時間を超える場合）	5万円

- 2 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
3 概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等（第40条）

（実費等の負担）

第40条 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費については、弁護士費用とは別に依頼者の負担とする。

- 2 概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第9章 委任契約の清算（第41条～第43条）

（委任契約の中途終了）

第41条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、受領済みの弁護士報酬の全部を返還する。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

（事件等処理の中止等）

第42条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ依頼者にその旨を通知する。

（弁護士報酬の相殺等）

第43条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合、すみやかに依頼者にその旨を通知する。

主な事件等についての弁護士報酬速算表

1 法律相談料（第8条）

個人非事業者	30分あたり	5千円～
個人事業者、法人、団体	1件あたり	1万円～

2 民事訴訟事件着手金・報酬金（第14条）

経済的利益	標準着手金	標準報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円超3,000万円以下	5%+ 9万円	10%+ 18万円
3,000万円超3億円以下	3%+ 6.9万円	6%+ 13.8万円
3億円超	2%+ 36.9万円	4%+ 73.8万円

※標準額を基準にして30%の範囲内で増減できる。

※着手金の最低額は10万円。

3 調停・示談交渉事件（第15条）

前記2を準用するが、各3分の2に減額することができる。

※着手金の最低額は10万円。

4 離婚事件（第19条）

受任の内容	着手金	報酬金
離婚交渉	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚調停	20万円～50万円	20万円～50万円
離婚訴訟	30万円～60万円	30万円～60万円

※交渉から調停へ移行の場合は10万円～25万円の範囲内の額が、調停から訴訟へ移行の場合は15万円～30万円の範囲内の額が各追加着手金となる。

※財産上の請求は別途着手金・報酬金が発生する。

5 遺言書作成（第36条）

定型 10万円～20万円

※非定型は経済的利益を基準とする。複雑・特殊事情がある場合は依頼者との協議で定める。

6 破産・民事再生事件の着手金（第24条、第25条）

＜破産＞

法人の自己破産申立事件	100万円以上
個人の管財破産申立事件	30万円以上
個人の同廃破産申立事件	20万円以上

＜民事再生＞

法人の民事再生事件	200万円以上
事業者の民事再生事件	100万円以上
小規模個人再生及び給与所得者等再生事件	30万円以上

※ 別途報酬が発生する場合がある。

7 タイムチャージ（第37条）

弁護士1名 1時間あたり 3万円～

※ 移動時間も対象とする。

第14条による着手金・報酬金の早見表

< 着手金 >

経済的利益の額	標準額	増減許容額(±30%)
50 万円	40,000 円	33,600 円 ~ 62,400 円
100	80,000	56,000 ~ 104,000
200	160,000	112,000 ~ 208,000
300	240,000	168,000 ~ 312,000
500	340,000	238,000 ~ 442,000
(*)800	490,000	343,000 ~ 637,000
1,000	590,000	413,000 ~ 767,000
1,500	840,000	588,000 ~ 1,092,000
2,000	1,090,000	763,000 ~ 1,417,000
3,000	1,590,000	1,113,000 ~ 2,067,000
5,000	2,190,000	1,533,000 ~ 2,847,000
8,000	3,090,000	2,163,000 ~ 4,017,000
10,000	3,690,000	2,583,000 ~ 4,797,000
15,000	5,190,000	3,633,000 ~ 6,747,000
20,000	6,690,000	4,683,000 ~ 8,697,000
30,000	9,690,000	6,783,000 ~ 12,597,000

< 報酬金 >

経済的利益の額	標準額	増減許容額(±30%)
50 万円	80,000 円	56,000 円 ~ 104,000 円
100	160,000	112,000 ~ 208,000
200	320,000	224,000 ~ 416,000
300	480,000	336,000 ~ 624,000
500	680,000	476,000 ~ 884,000
(*)800	980,000	686,000 ~ 1,274,000
1,000	1,180,000	826,000 ~ 1,534,000
1,500	1,680,000	1,176,000 ~ 2,184,000
2,000	2,180,000	1,526,000 ~ 2,834,000
3,000	3,180,000	2,226,000 ~ 4,134,000
5,000	4,380,000	3,066,000 ~ 5,694,000
8,000	6,180,000	4,326,000 ~ 8,034,000
10,000	7,380,000	5,166,000 ~ 9,594,000
15,000	10,380,000	7,266,000 ~ 13,494,000
20,000	13,380,000	9,366,000 ~ 17,394,000
30,000	19,380,000	13,566,000 ~ 25,194,000